

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律施行令等の一部を改正する政令(案)  
に対する意見募集の結果

No.	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>①個人番号カードに関して地方公共団体情報システム機構が発行主体になることに反対です。市区町村が法定受託事務として個人番号カードの発行主体である現在の仕組みをなぜ変えなければいけないのか、理由がわかりません。今回の法改正で地方公共団体情報システム機構(以下「機構」)への国の関与が強化され、「機構」が発行主体になることで、個人番号カードは事実上国が管理するカードに変わります。そもそも「機構」が地方公共団体の共同法人とされてきたのは、住基ネットは地方公共団体共同の分散分権的システムで国が管理するシステムではないので国民総背番号制ではない、という説明によります。これでは制度が作られた時の説明に反します。</p> <p>②交付申請書の提出は、「機構」ではなく、住所地市町村長としてください。概要によれば、交付申請書は、「機構」に提出するものとする規定され、住所地市町村長(一定の要件を満たす場合には、住所地市町村長以外の市町村長)を経由して行うことができる、という規定になっています。個人番号カードは重要な本人確認手段として、市区町村が厳格な本人確認を行って交付しています。「機構」に提出して、どうやって本人確認するのでしょうか。また住所地市町村長以外の市町村長で、正しく本人確認できるのでしょうか。現在交付方法は、交付時来庁方式と申請時来庁方式がありますが、この政令案では、住所地市町村長以外の市町村長が申請来庁の際に本人確認し、交付は送付、という扱いも認めるのでしょうか。住所地市町村長以外の市町村長が本人確認した場合、それに誤りがあって不正取得された場合の責任はどこが負うことになるのでしょうか。住所地市町村長が責任をもって交付申請を受け、本人確認し交付する仕組みを維持すべきです。</p>	<p>①について 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)は、現在も、省令に基づき市区町村からの委任を受けて個人番号カードの作成等の事務を実施しているところ、デジタル政府・社会の基盤となる個人番号カードの発行・運営体制を抜本的に強化するため、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「整備法」という。)による番号法改正により、機構が個人番号カードの発行を担うことを明確化しました。本政令改正は、整備法による番号法改正に伴い必要な規定の整備を行うものです。 なお、整備法による番号法改正は、機構に対する国のガバナンスを強化するものですが、個人番号カードの作成・運用等に関するシステムを機構が運用するとの現状を変更するものではなく、「個人番号カードは事実上国が管理するカードに変わります」との御指摘はあたらないものと考えております。</p> <p>②について 個人番号カードの交付申請書の受付及び保存は、現在も、省令に基づき市区町村から委任を受けた機構が行っているところ、整備法による番号法改正により機構が個人番号カードの発行を担うことを明確化したことに伴い、交付申請書の受付及び保存を担っている機構に提出するものと規定することとしたものです。 また、機構が交付申請書の受付を担っている現状においても、個人番号カードの交付時又は申請時に、住所地市町村又は住所地以外の市町村(東日本大震災の避難者等の総務省令で定める場合に限る。)において、不正取得等を防ぐため、写真付きの本人確認書類の提示を受ける等の厳格な本人確認を行っているところであり、このように本人確認を行うことについては、本政令改正による変更はないところです。</p>	なし